

平成 21 年 3 月 17 日

平成 21 年版「地方財政の状況」の概要

○歳出・・・歳出削減の継続

- ・ **89兆1,476億円（630億円減）8年連続の減。**

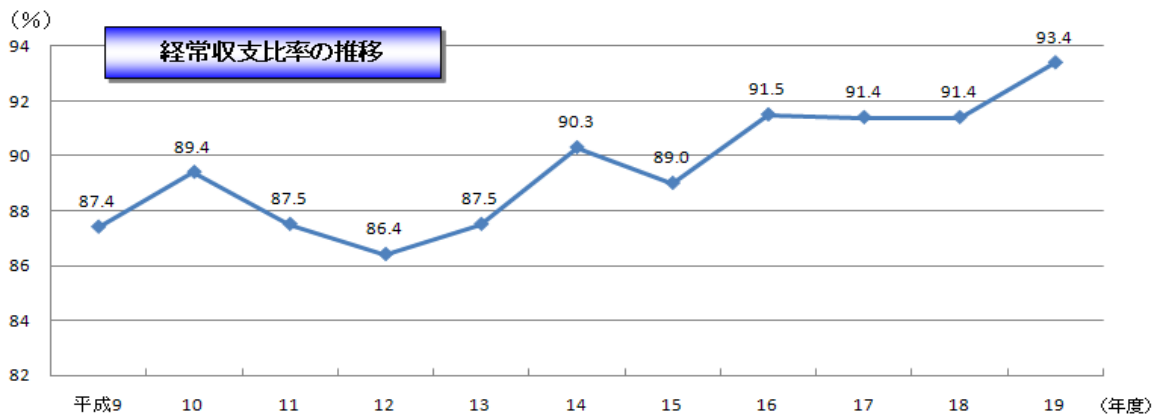
※ 社会保障関係経費は児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行により増加（民生費は7,176億円増）したものの、投資的経費は国の公共事業関係費の抑制や地方単独事業の抑制により9,154億円減少。

○歳入・・・歳出の減少を上回る歳入の減少

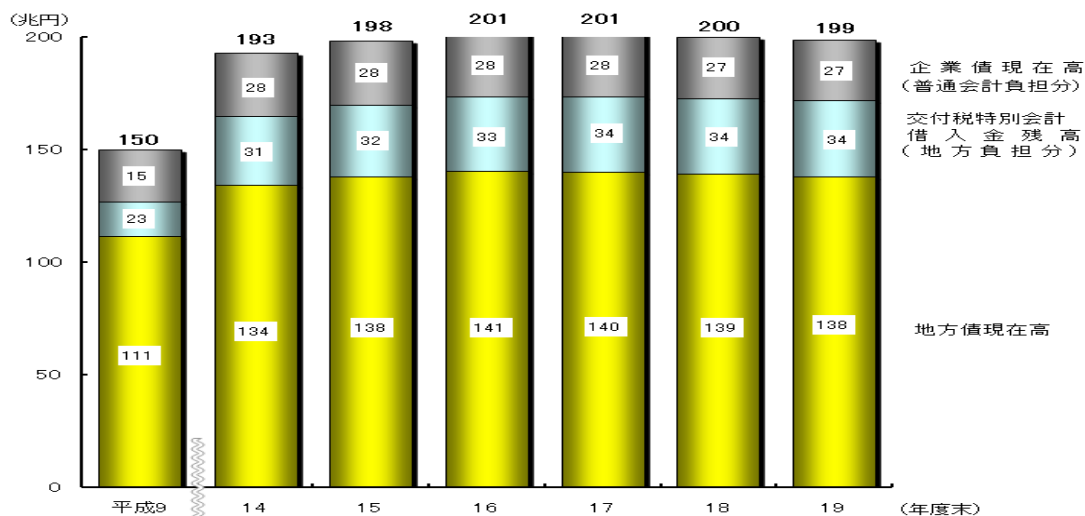
- ・ **91兆1,814億円（3,469億円減）8年連続の減。**

※ 地方税は所得税からの税源移譲や定率減税の廃止などにより3兆7,607億円増加したものの、所得譲与税の廃止により地方譲与税は3兆140億円減少。また、地方交付税は7,926億円減少、地方特例交付金等は5,040億円減少。

○財政構造の弾力性・・・経常収支比率は社会保障関係経費等の増加により過去最も高い



○普通会計が負担すべき借入金残高の推移・・・依然として高い水準



注1 企業債現在高(普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。
注2 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

【参考】

○「地方財政の状況」について

地方財政法第30条の2の規定に基づき、内閣が、直近の地方財政の状況を毎年度国会に報告するもの。

● 平成 19 年度決算の主要データ

1 決算規模

歳入、歳出ともに8年連続で前年度決算額を下回っています。

この主な要因としては、歳入については地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税等が減少したこと、歳出については、職員給、投資的経費等が減少したことが挙げられます。

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	増減額	増減率
歳入総額	91 兆 1,814 億円	91 兆 5,283 億円	▲3,469 億円	▲0.4%
歳出総額	89 兆 1,476 億円	89 兆 2,106 億円	▲630 億円	▲0.1%

2 決算収支

実質収支は、1兆3,597億円（前年度1兆5,245億円）の黒字となっています。

単年度収支は1,613億円の赤字（前年度2,204億円の黒字）、実質単年度収支は137億円の赤字（同4,239億円の黒字）となっています。

実質収支が赤字の団体は、都道府県1団体（大阪府）、市町村24団体の合計25団体です。

区 分	決 算 額		実質収支が赤字の団体数	
	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
実質収支	1 兆 3,597 億円	1 兆 5,245 億円	25 団体	26 団体
単年度収支	▲1,613 億円	2,204 億円		
実質単年度収支	▲137 億円	4,239 億円		

注 平成 18 年度及び平成 19 年度には上記以外に 1 団体が打切り決算により赤字となっています。

3 主な財政指標

経常収支比率は、前年度より2.0ポイント上昇の93.4%となり、依然として高い水準にあります。また、起債制限比率は、前年度より0.4ポイント低下の11.2%となっています。

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度増減
経常収支比率	93.4%	91.4%	2.0%
起債制限比率	11.2%	11.6%	▲0.4%

注1 比率は、加重平均です。

2 経常収支比率は特別区、一部事務組合及び広域連合（以下、一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」といいます。）を除き、起債制限比率は特別区を含み一部事務組合等を除きます（以下の図表において同じです。）。

4 普通会計が負担すべき借入金残高

地方債現在高に交付税特別会計借入金残高（地方負担分）及び企業債現在高（普通会計負担分）を加えた借入金残高は、前年度末と比べると0.8%減となったものの、依然として高い水準にあります。

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	増減額	増減率
地方債現在高	138 兆 1,579 億円	139 兆 577 億円	▲8,998 億円	▲0.6%
交付税特別会計借入金残高 （地方負担分）	33 兆 6,173 億円	33 兆 6,173 億円	0 億円	0.0%
企業債現在高 （普通会計負担分）	26 兆 7,755 億円	27 兆 4,795 億円	▲7,040 億円	▲2.6%
合 計	198 兆 5,507 億円	200 兆 1,545 億円	▲1 兆 6,038 億円	▲0.8%

注1 企業債現在高（普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値です。

注2 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

※ 詳細については別紙のとおりです。

（連絡先）

自治財政局財務調査課

櫻井課長補佐、山本専門官

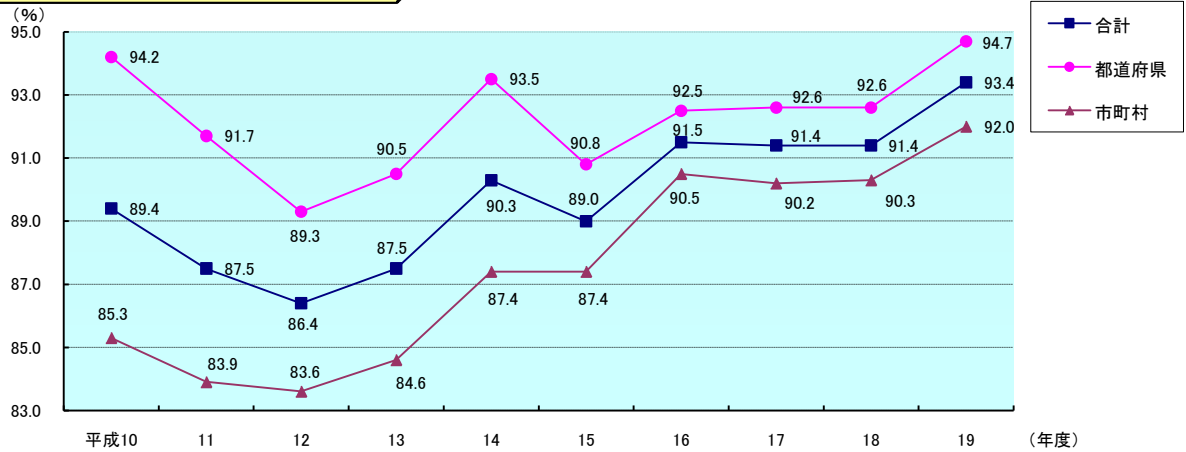
（直通） 03-5253-5649

（代表） 03-5253-5111

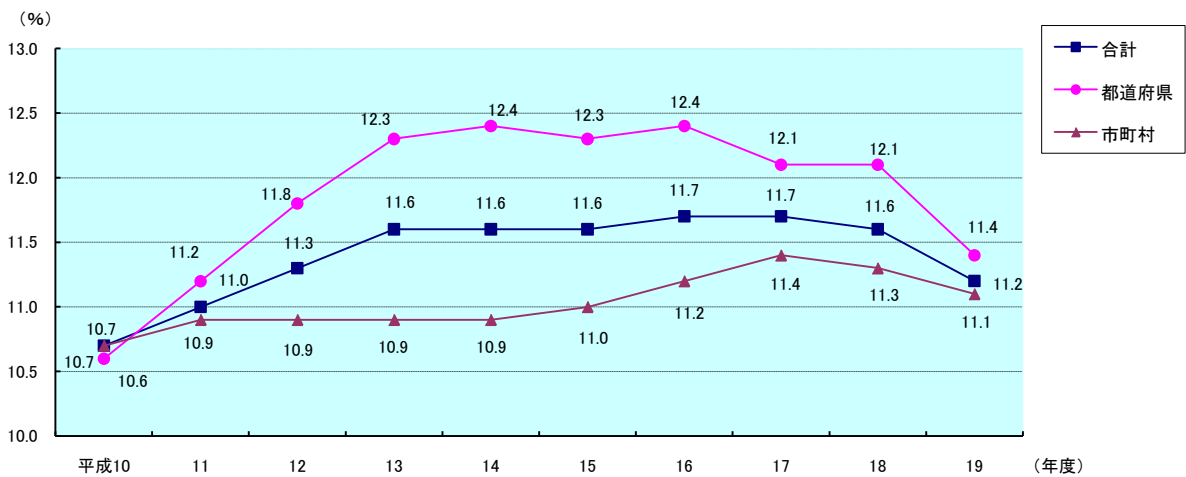
（内線 5649）

（FAX） 03-5253-5650

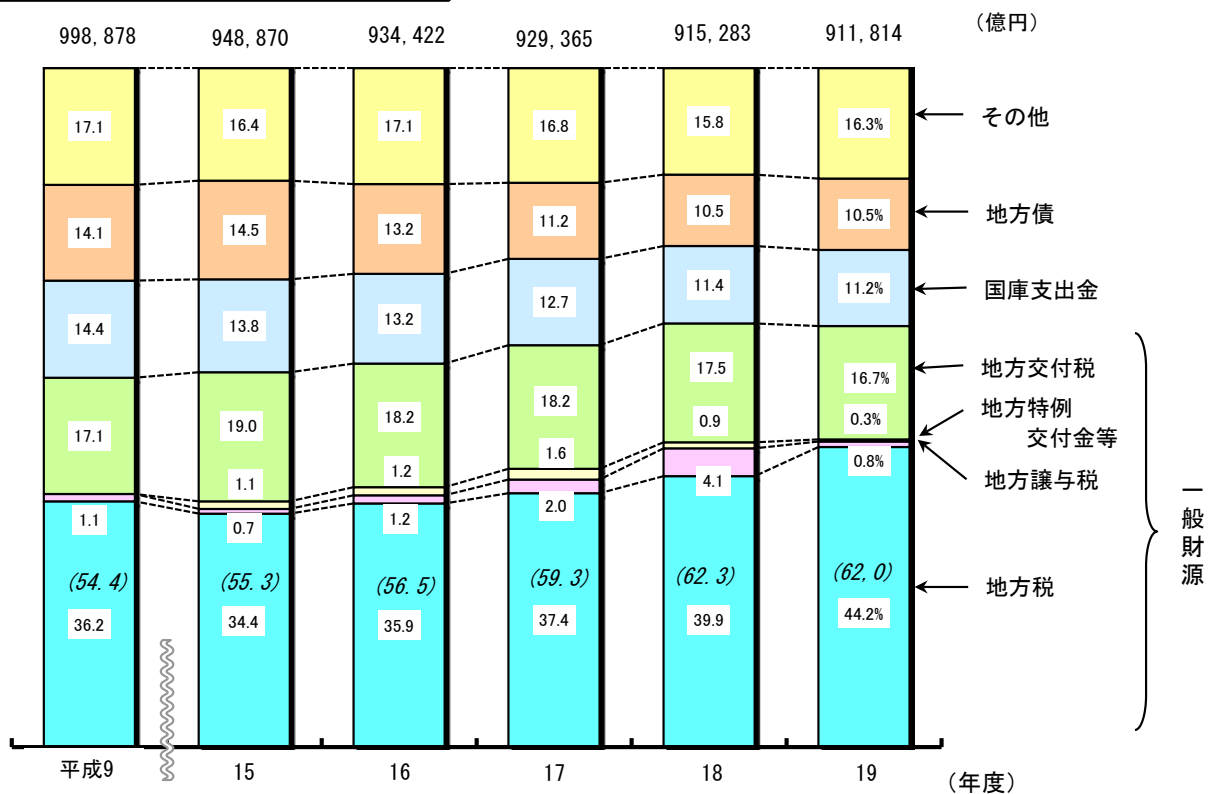
〈経常収支比率の推移〉



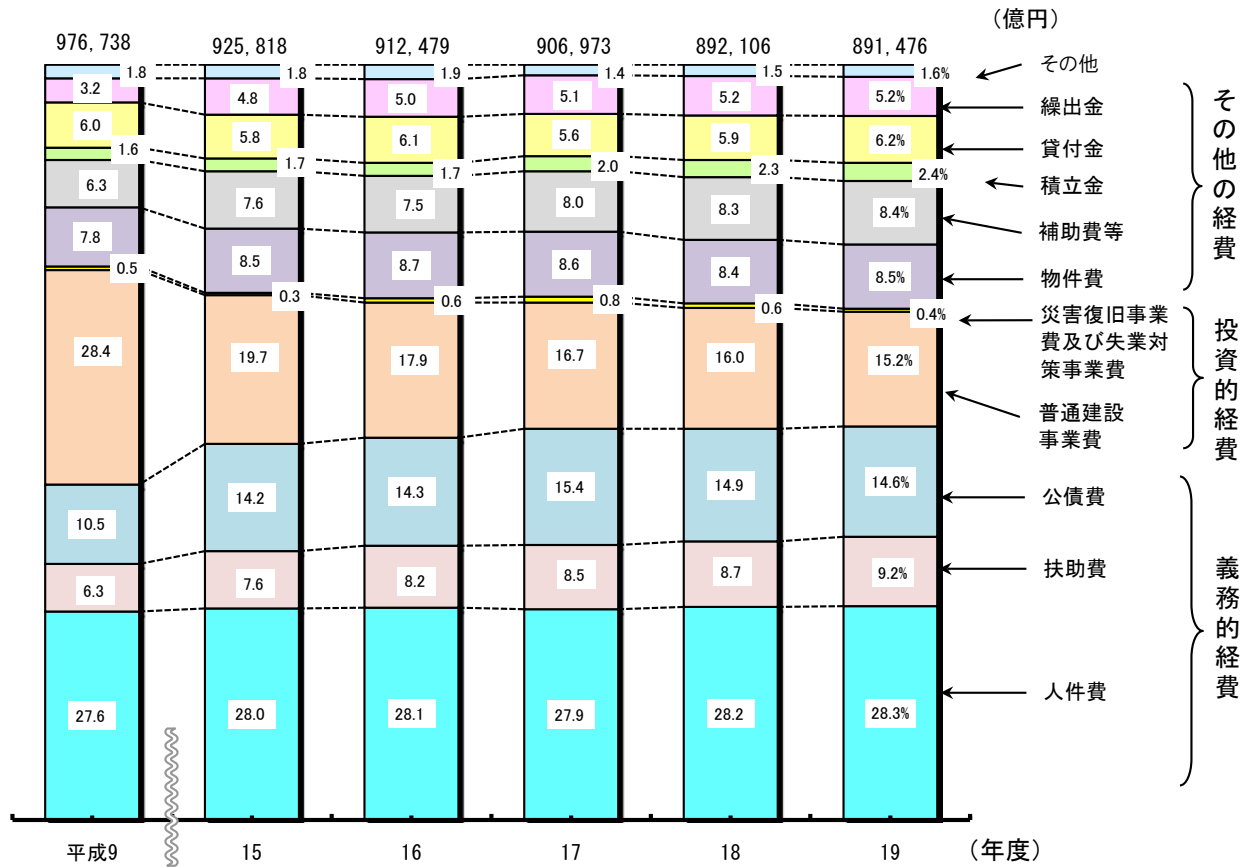
〈起債制限比率の推移〉



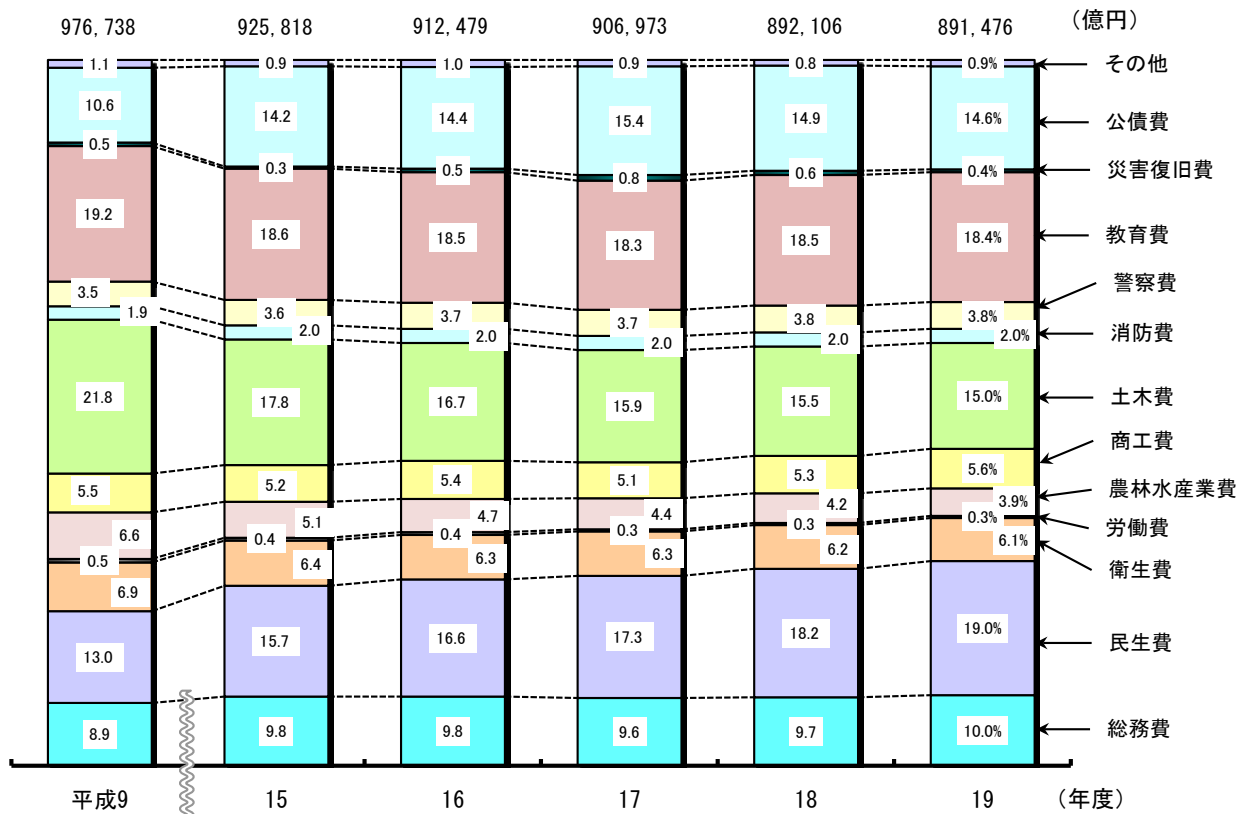
〈歳入決算額構成比の推移〉



<歳出決算額の性質別構成比の推移>



<歳出決算額の目的別構成比の推移>



平成 19 年度決算の概要

1 地方財政の果たす役割

- (1) 政府支出に占める地方財政の役割は、国と地方の歳出決算・最終支出に占める割合で見ると、58.9%となっている。
- (2) 中央政府と地方政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が11.2%、中央政府が4.0%となっており、地方政府の占める割合が中央政府の約3倍となっている。

〈政府支出に占める地方財政の割合(歳出決算・最終支出に占める割合)〉

区 分	平成 19 年度	構成比
国と地方の歳出純計額	149 兆 2,376 億円	100.0%
国の歳出	61 兆 3,556 億円	41.1%
地方の歳出	87 兆 8,820 億円	58.9%

注 国 : 一般会計と特定の特別会計との純計(国から地方に対する支出を控除)

地方 : 普通会計(地方から国に対する支出を控除)

〈国内総支出と地方財政〉

区 分	平成 19 年度	構 成 比	
		(国内総支出=100)	(政府部門=100)
国内総支出(名目)	515 兆 8,579 億円	100.0%	-
民間部門	394 兆 1,088 億円	76.4%	-
政府部門	113 兆 7,452 億円	22.0%	100.0%
中央政府	20 兆 7,736 億円	4.0%	18.3%
地方政府	57 兆 8,728 億円	11.2%	50.9%
社会保障基金	35 兆 988 億円	6.8%	30.9%
財貨・サービスの純輸出	8 兆 39 億円	1.6%	-

注 国内総支出のうちの政府部門には、扶助費及び公債費等付加価値の増加を伴わない経費は含まれないことなどから、それらが含まれている国と地方の歳出決算額より小さくなる。

2 決算規模

(1) 歳入、歳出ともに8年連続で前年度決算額を下回っている。

(2) 歳入

- ・ 歳入総額は、91兆1,814億円で、前年度を3,469億円下回った。
- ・ 地方税及び繰入金等については増加しているものの、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税等が減少。

(3) 歳出

- ・ 歳出総額は、89兆1,476億円で、前年度を630億円下回った。
- ・ 制度改正、自然増等に伴い、社会保障関係経費が増加しているものの、各団体の歳出削減努力により、職員給、投資的経費等が減少。

〈決算規模の状況〉

区 分	平成19年度	平成18年度	増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額	91兆1,814億円	91兆5,283億円	▲ 3,469億円	▲ 0.4%	▲ 1.5%
歳出総額	89兆1,476億円	89兆2,106億円	▲ 630億円	▲ 0.1%	▲ 1.6%

3 決算収支

(1) 実質収支の合計は、1兆3,597億円の黒字となっているが、社会保障関係経費の増加等がある中で、歳入の減少が大きかったこと等により、前年度より1,648億円減少。

(2) 単年度収支の合計は、実質収支の減少に伴い1,613億円の赤字。

(3) 実質単年度収支の合計についても、実質収支の減少等に伴い137億円の赤字。

(4) 実質収支が赤字の団体は、都道府県においては大阪府の1団体、市町村においては24団体。

〈決算収支の状況〉

(単位：億円)

区 分	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支	
決 算 額	平成19年度 (A)	20,338	13,597	▲ 1,613	▲ 137
	平成18年度 (B)	23,177	15,245	2,204	4,239
	平成17年度	22,391	13,164	2,370	4,292
増減額 (A - B)	▲ 2,839	▲ 1,648	▲ 3,817	▲ 4,377	

形 式 収 支：歳入歳出差引額

実 質 収 支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実質単年度収支：単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

〈実質収支が赤字の団体数について〉

区 分	平成19年度	平成18年度	増減
赤字団体数	25団体 (1団体)	26団体 (1団体)	▲ 1団体 (0団体)

注 () 内は、打ち切り決算により赤字となった団体数であり、() 外の団体数の外数である。

4 歳 入

(1) 地方税

平成18年度税制改正による所得税からの税源移譲や定率減税の廃止等に伴い、前年度より3兆7,607億円増加(10.3%増)の40兆2,668億円。なお、歳入総額に占める割合は前年度より4.3ポイント上昇の44.2%。

(2) 地方譲与税

税源移譲に係る所得譲与税の廃止等に伴い、前年度より3兆140億円減少(80.8%減)の7,146億円。

(3) 地方特例交付金等

減税補てん特例交付金の廃止等に伴い、前年度より5,040億円減少(61.8%減)の3,120億円。

(4) 地方交付税

前年度より7,926億円減少(5.0%減)の15兆2,027億円。

(5) 一般財源

地方税が増加したものの、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税が減少したことから、前年度決算額を下回っており、歳入総額に占める割合も前年度より0.3ポイント低下の62.0%となっている。

(6) 国庫支出金

国の公共事業関係費の抑制による普通建設事業費支出金の減少等に伴い、前年度より1,930億円減少(1.8%減)の10兆2,541億円。

(7) 地方債

臨時財政対策債等の減少により、前年度より378億円減少(0.4%減)の9兆5,844億円。

〈歳入の状況〉

(単位：億円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税 ①	402,668	44.2	365,062	39.9	37,607	10.3
うち住民税(個人分)	121,163	13.3	89,510	9.8	31,653	35.4
うち住民税(利子割)	2,084	0.2	1,595	0.2	489	31.0
うち法人関係二税	98,060	10.8	93,159	10.2	4,901	5.3
地方譲与税 ②	7,146	0.8	37,285	4.1	▲ 30,140	▲ 80.8
うち所得譲与税	—	—	30,094	3.3	▲ 30,094	皆減
地方特例交付金等 ③	3,120	0.3	8,160	0.9	▲ 5,040	▲ 61.8
うち減税補てん特例交付金	—	—	7,457	0.8	▲ 7,457	皆減
うち特別交付金	2,000	0.2	—	—	2,000	皆増
地方交付税 ④	152,027	16.7	159,954	17.5	▲ 7,926	▲ 5.0
(一般財源) ①+②+③+④	564,961	62.0	570,460	62.3	▲ 5,499	▲ 1.0
[参考]①+②+③+④+臨時財政対策債	588,333	64.5	568,604	62.1	19,729	3.5
国庫支出金	102,541	11.2	104,471	11.4	▲ 1,930	▲ 1.8
うち義務教育費負担金	16,650	1.8	16,612	1.8	38	0.2
うち生活保護費負担金	19,825	2.2	20,048	2.2	▲ 223	▲ 1.1
うち児童保護費等負担金	5,039	0.6	4,764	0.5	275	5.8
うち普通建設事業費支出金	28,664	3.1	31,121	3.4	▲ 2,458	▲ 7.9
地方債	95,844	10.5	96,223	10.5	▲ 378	▲ 0.4
うち退職手当債	5,304	0.6	2,343	0.3	2,961	126.4
うち減収補てん債特例分	1,847	0.2	—	—	1,847	皆増
うち臨時財政対策債	23,372	2.6	25,840	2.8	▲ 2,468	▲ 9.6
その他	148,467	16.3	144,129	15.8	4,338	3.0
歳入合計	911,814	100.0	915,283	100.0	▲ 3,469	▲ 0.4

注1 地方税(個人分)は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

2 法人関係二税は、住民税(法人分)と事業税(法人分)の合計である。

3 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

4 [参考]は地方財政計画における一般財源の範囲を積み上げたものである。また、平成18年度における数値は『①+②(所得譲与税除き)+③(うち減税補てん特例交付金)+④+減税補てん債+臨時財政対策債』で計算した数値である。

5 歳 出

(性質別)

(1) 義務的経費

- ・ 人件費は、各団体の行政改革努力により職員給が2,800億円減少しているが、団塊世代の職員の退職に伴い退職金が4,268億円増加したため、全体として1,210億円増加。
- ・ 扶助費は、児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行に係る経費の増加などにより、全体として3,914億円増加。
- ・ 公債費は、臨時財政対策債や合併特例事業債の償還額の増加などがあるが、東京都と愛知県における公債費が減少したことなどにより2,521億円減少。

(2) 投資的経費

- ・ 投資的経費の大部分を占める普通建設事業費が補助事業費、単独事業費ともに減少。
- ・ また、豪雨災害等の減少により、災害復旧事業費が減少したことなどにより、全体として9,154億円減少。

(3) その他の経費

- ・ 貸付金は、新潟県中越沖地震復興基金及び能登半島地震復興基金に対する貸付事業及び地域中小企業応援ファンドの事業開始等により増加。

〈性質別歳出決算の状況〉

(単位：億円、%)

区 分		平成19年度		平成18年度		比 較		前年度 増減率
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費		464,359	52.1	461,756	51.8	2,603	0.6	▲ 1.5
内 訳	人件費	252,563	28.3	251,353	28.2	1,210	0.5	▲ 0.5
	うち職員給	179,606	20.1	182,406	20.4	▲ 2,800	▲ 1.5	▲ 1.9
	扶助費	81,806	9.2	77,892	8.7	3,914	5.0	1.6
	公債費	129,990	14.6	132,511	14.9	▲ 2,521	▲ 1.9	▲ 4.8
投資的経費		138,821	15.6	147,975	16.6	▲ 9,154	▲ 6.2	▲ 6.5
内 訳	普通建設事業費	135,243	15.2	142,829	16.0	▲ 7,586	▲ 5.3	▲ 5.4
	うち補助事業費	55,136	6.2	58,073	6.5	▲ 2,937	▲ 5.1	▲ 6.0
	うち単独事業費	67,569	7.6	72,164	8.1	▲ 4,595	▲ 6.4	▲ 5.8
	災害復旧事業費	3,543	0.4	4,906	0.5	▲ 1,363	▲ 27.8	▲ 30.7
	うち補助事業費	2,998	0.3	4,256	0.5	▲ 1,258	▲ 29.6	▲ 33.4
	うち単独事業費	428	0.0	494	0.1	▲ 66	▲ 13.4	▲ 18.1
	失業対策事業費	34	0.0	239	0.0	▲ 205	▲ 85.8	44.8
	うち補助事業費	29	0.0	219	0.0	▲ 190	▲ 86.8	51.5
うち単独事業費	5	0.0	21	0.0	▲ 16	▲ 74.7	▲ 1.8	
その他の経費		288,296	32.3	282,375	31.6	5,921	2.1	0.8
内 訳	うち補助費等	74,708	8.4	74,195	8.3	513	0.7	2.6
	うち積立金	21,564	2.4	20,825	2.3	739	3.5	12.2
	うち貸付金	55,526	6.2	52,860	5.9	2,666	5.0	4.8
	うち繰出金	46,109	5.2	46,070	5.2	39	0.1	0.5
歳出合計		891,476	100.0	892,106	100.0	▲ 630	▲ 0.1	▲ 1.6

(目的別)

- (1) 総務費は、新潟県中越沖地震復興基金及び能登半島地震復興基金に対する貸付事業、参議院議員通常選挙等の執行経費の増により増加。
- (2) 民生費は、児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行に係る経費等の社会保障関係経費の増により増加。
- (3) 農林水産業費及び土木費は、普通建設事業費の減により減少。
- (4) 商工費は、地域中小企業応援ファンドの事業開始や中小企業に対する制度融資等の増により増加。
- (5) 災害復旧費は、豪雨災害等が減少したことにより減少。

〈目的別歳出決算の状況〉

(単位：億円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		比 較		前年度 増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
総務費	89,058	10.0	86,177	9.7	2,881	3.3	▲ 1.4
民生費	169,761	19.0	162,585	18.2	7,176	4.4	3.6
衛生費	54,358	6.1	55,102	6.2	▲ 744	▲ 1.4	▲ 3.4
労働費	2,759	0.3	2,964	0.3	▲ 205	▲ 6.9	▲ 6.5
農林水産業費	34,524	3.9	37,531	4.2	▲ 3,007	▲ 8.0	▲ 5.7
商工費	49,495	5.6	47,505	5.3	1,990	4.2	2.7
土木費	133,907	15.0	138,534	15.5	▲ 4,627	▲ 3.3	▲ 3.9
消防費	18,198	2.0	18,116	2.0	82	0.5	▲ 0.7
警察費	33,745	3.8	33,538	3.8	207	0.6	1.1
教育費	164,318	18.4	164,724	18.5	▲ 406	▲ 0.2	▲ 0.6
災害復旧費	3,606	0.4	4,909	0.6	▲ 1,303	▲ 26.5	▲ 30.7
公債費	130,249	14.6	132,832	14.9	▲ 2,583	▲ 1.9	▲ 4.9
その他	7,498	0.9	7,589	0.8	▲ 91	▲ 1.2	▲ 8.7
歳出合計	891,476	100.0	892,106	100.0	▲ 630	▲ 0.1	▲ 1.6

6 財政構造の弾力性

(1) 経常収支比率

- ・ 前年度より2.0ポイント上昇し、93.4%。
- ・ 分母である経常一般財源等については、地方税が増加したものの、地方譲与税及び地方交付税の減少等により1.7%減少し、分子である経常経費充当一般財源等については、社会保障関係経費等の増加により0.4%増加。

(2) 起債制限比率

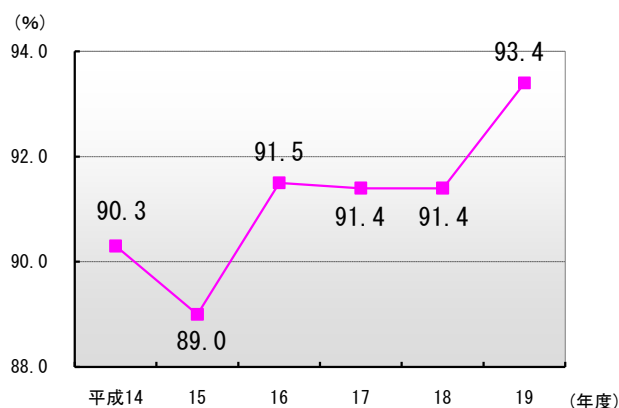
- ・ 前年度より0.4ポイント低下し、11.2%。
- ・ 分母については、地方税等の標準税収入額等が増加したことにより、1.9%増加。分子については、公債費の控除要素である災害復旧事業費等に係る基準財政需要額が増加したことから、1.8%減少。

〈財政指標の状況〉

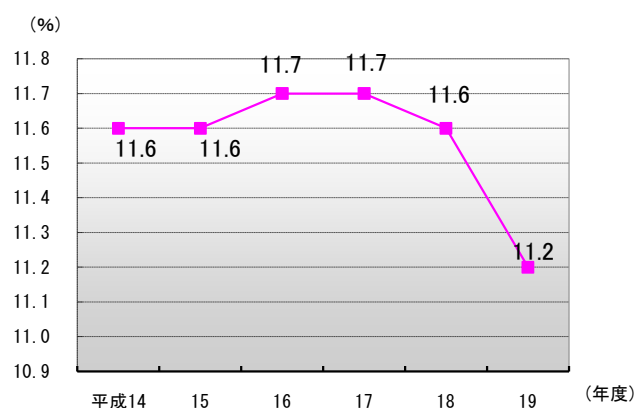
区 分		経常収支比率	起債制限比率
全 体	平成19年度	93.4%	11.2%
	平成18年度	91.4%	11.6%
	対前年度増減	2.0%	▲0.4%

注 比率は加重平均である。

〈経常収支比率の推移〉



〈起債制限比率の推移〉



7 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

- (1) 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は、地方債現在高の減少及び積立金現在高の増加により、前年度末と比べ1兆8,367億円減の135兆9,432億円となった。
- (2) 積立金現在高については全体では3,763億円の増となっているが、増加額の最も大きい東京都(6,334億円増)を除いた場合、2,571億円の減少となる。

〈地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況〉

区分	平成19年度	平成18年度	増減額	増減率	前年度増減率	
地方債現在高 A	138兆1,579億円	139兆 577億円	▲8,998億円	▲0.6%	▲0.7%	
債務負担行為額 B	11兆7,639億円	12兆3,245億円	▲5,606億円	▲4.5%	1.0%	
積立金現在高 C	13兆9,785億円	13兆6,022億円	3,763億円	2.8%	4.8%	
内訳	財政調整基金	4兆2,188億円	4兆 720億円	1,468億円	3.6%	4.9%
	減債基金	1兆8,471億円	2兆1,398億円	▲2,928億円	▲13.7%	2.2%
	その他特定目的基金	7兆9,127億円	7兆3,904億円	5,223億円	7.1%	5.6%
A+B-C	135兆9,432億円	137兆7,800億円	▲1兆8,367億円	▲1.3%	▲1.1%	

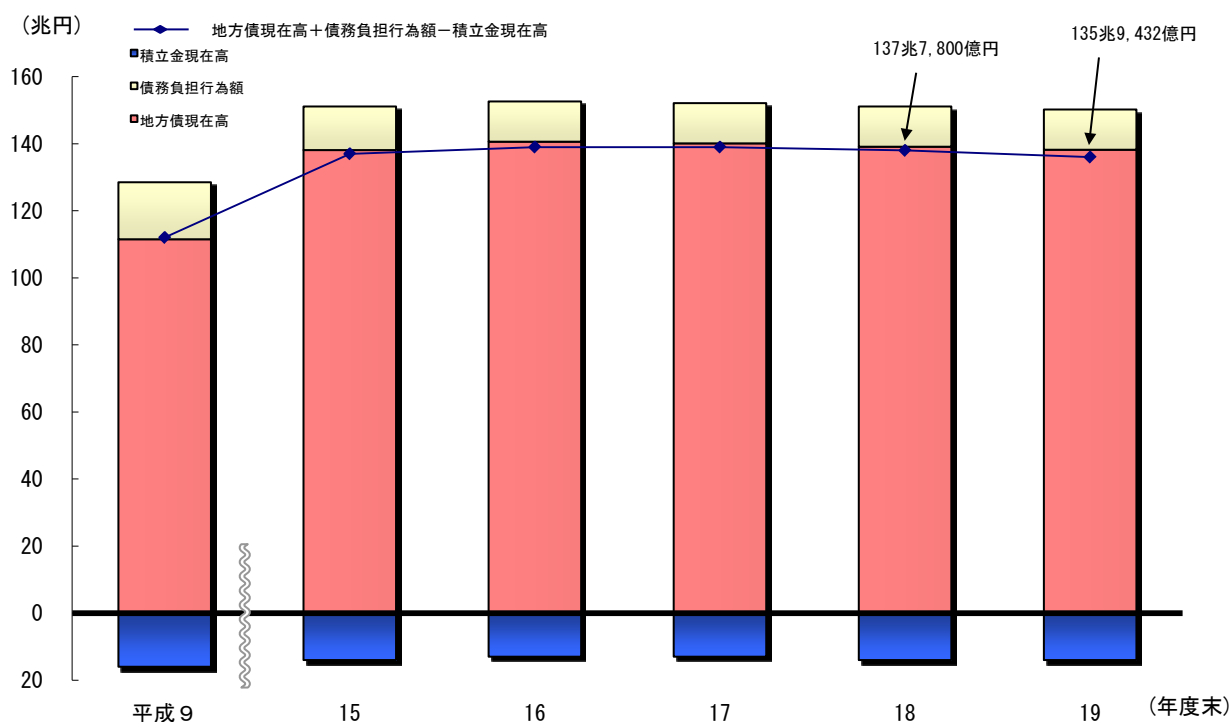
注 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

〈(参考)積立金の増減額〉

区分	積立額	取崩し額	積立金増減額	
積立金総額	2兆3,152億円	1兆9,389億円	3,763億円	
内訳	財政調整基金	7,293億円	5,825億円	1,468億円
	減債基金	2,336億円	5,263億円	▲2,928億円
	その他特定目的基金	1兆3,523億円	8,301億円	5,223億円

注 積立金増減額は、積立額(歳出決算額+歳計剰余金処分による積立)から取崩し額を差し引いたものである。

〈地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移〉



8 地方公営企業の状況

- (1) 総事業数は、9,210事業で、ほぼ前年度並みに推移している。
- (2) 決算規模は、補償金免除繰上償還^(注1)に伴う資本的支出の増加により、前年度に比べ、5.9%増加している。
- (3) 経営状況は、7年連続で黒字となっており、法適用企業全体の経常収支比率^(注2)は5年連続で100%を上回ったが、未だ1割以上の事業で赤字が生じている。

注1 地方財政法第33条の9に基づく公的資金補償金免除繰上償還。

注2 地方公営企業会計における「経常収支比率」：経常費用に対する経常収益の割合。

〈平成19年度地方公営企業決算の状況〉

(単位：億円、%)

区分	全体事業数 (年度末)	決算規模 (支出)	収 支 (a)	前年度収支 (b)	増減額 (a-b)	うち法適用企業	
						事業数	経常収支比率
全事業	9,210事業	204,336	4,686	1,933	2,753	2,880事業	103.3
水道 (簡易水道含む。)	2,276事業	47,434	2,692	2,503	189	1,428事業	109.2
交通	103事業	13,281	102	42	59	63事業	100.7
病院	664事業	47,470	▲ 1,947	▲ 1,985	38	664事業	95.2
下水道	3,701事業	69,808	1,054	893	161	268事業	103.0

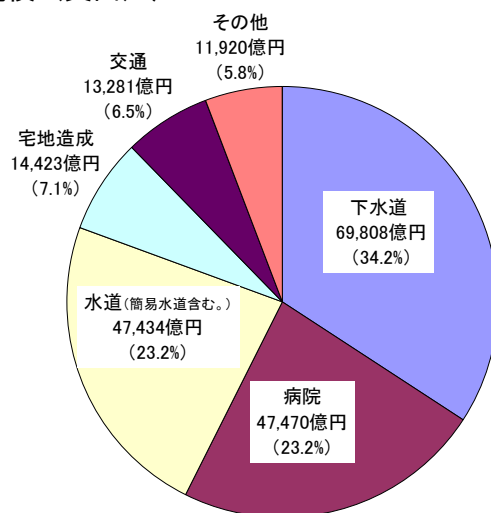
注 決算規模は次のとおり算出している。

法適用企業：総費用(税込み)－減価償却費＋資本的支出

法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

〈地方公営企業の決算規模（支出）〉



〈地方公営企業全体の経営状況〉

(単位：事業、億円)

区分	平成18年度 (a)	平成19年度 (b)	差引(b-a)
黒字事業数	7,842 (86.0%)	7,815 (86.4%)	▲ 27
黒字額	6,617	8,960	2,343
赤字事業数	1,278 (14.0%)	1,233 (13.6%)	▲ 45
赤字額	4,683	4,274	▲ 409
総事業数	9,120	9,048	▲ 72
収 支	1,933	4,686	2,753

注1 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

3 ()は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の状況

1 健全化判断比率の状況

実質赤字比率

- ・ 2 団体が早期健全化基準以上（うち 1 団体が財政再生基準以上）
- ・ 実質赤字額があるのは、都道府県で 1 団体、市区町村で 23 団体

*実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

連結実質赤字比率

- ・ 11 団体が早期健全化基準以上（うち 2 団体が財政再生基準*以上）
- ・ 連結実質赤字額があるのは、市区町村で 71 団体

※財政再生基準：平成 21 年度に適用される 40%

*連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

実質公債費比率

- ・ 33 団体が早期健全化基準以上（うち 2 団体が財政再生基準以上）
- ・ 33 団体はすべて市区町村
- ・ 都道府県の平均値は 13.5%、市区町村は 12.3%

*実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

将来負担比率

- ・ 5 団体が早期健全化基準以上
- ・ 5 団体はすべて市区町村
- ・ 都道府県の平均値は 222.3%、市区町村は 110.4%

*将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

2 資金不足比率の状況

- ・ 156 公営企業会計が経営健全化基準以上
- ・ 資金の不足額がある公営企業会計は 256 会計

*資金不足比率：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

最近の地方財政の動向と課題

1 地方分権改革の推進

地方分権改革推進委員会は、国と地方の役割分担の基本的な考え方などを内容とする「第1次勧告」（平成20年5月28日）、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大などを内容とする「第2次勧告」（平成20年12月8日）を取りまとめ、内閣総理大臣に提出した。

2 累次にわたる経済対策における地域の活性化

「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）に基づき、「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」の創設、「地方税等減収補てん臨時交付金」の創設などを行った。

「生活対策」（平成20年10月30日）に基づき、「道路特定財源の一般財源化に際しての1兆円を地方の実情に応じて使用する仕組み」の整備、「地方公共団体金融機構」の創設、「地域活性化・生活対策臨時交付金」の創設、「定額給付金」の創設などを行うこととしている。

「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日）に基づき、雇用創出等のための地方交付税の増額、「ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金」の創設などを行うこととしている。

3 地域力の創造

総務省は、平成20年12月19日に、「定住自立圏構想の推進」、「地域連携による「自然との共生」の推進」、「条件不利地域の自立・活性化の支援」を3つの柱とする「地域力創造プラン」を策定・公表した。

4 地方公営企業等の改革

総務省は、地方公共団体に対して、地方公営企業によるサービス自体の必要性の検討や民間的経営手法の導入の促進などを要請した。また、総務省に設けられた「債務調整等に関する調査研究会」において「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書」（平成20年12月）が取りまとめられた。

総務省は、「公立病院に関する財政措置の改正要綱」（平成20年12月）を策定・公表し、平成21年度以降同要綱に基づき、公立病院に係る財政措置の拡充を図ることとしている。

5 行政改革の推進

すべての地方公共団体における集中改革プラン（定員管理の適正化、給与の適正化等についての計画）の作成・公表が平成20年度中に達成された。また、引き続き、総人件費改革、公共サービス改革等の行政改革の更なる推進に取り組んでいる。

地方公共団体における財務書類の整備促進に引き続き取り組んでいる。